

監査公表第25号（平成22年4月9日、県公報第3096号登載）

「新社会推進部及び福祉労働部出先機関定期監査結果の報告に基づき講じた措置（平成21年度）」

21文ス第2759号  
平成22年2月22日

福岡県監査委員 工藤 壽文 殿  
同 進谷 庸助 殿  
同 伊藤 龍峰 殿  
同 日野 喜美男 殿

福岡県知事

監査の結果に係る措置について（通知）

平成22年1月25日21監一第695号の監査結果の報告に基づき、下記のとおり講じた措置について通知します。

記

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
アジア文化交流センター	アジア文化交流センター使用料において、日々収入調定すべき平成20年4月分及び5月分の二輪車駐車料金収入について、事務室内で現金保管を行い、平成21年3月31日に調定し、同日県に収納している。 (1件 50,250円)	二輪車駐車料金収入については、平成20年6月以降は日々収入調定しており、現金保管は行っていない。 今後はチェック体制を強化し再発防止に取り組み、適正な事務処理に努める。
	通信運搬費の資金前渡において、精算書が作成されていない。 (6件 464,450円)	通信運搬費の資金前渡については、精算書を作成済みである。 今後は財務規則に従った適正な事務処理を行うとともに、再発防止に努める。